

第144回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日	平成29年3月9日(木)
招集場所	米子市役所旧庁舎 605会議室
開 会	午後1時30分
出席委員	1番 生田 英夫委員 2番 森田 正敏委員 3番 友森 一夫委員 4番 吉澤 一誠委員 5番 安達 卓是委員 6番 森中 喜輝委員 7番 田口 正廣委員 8番 仲本 悟委員 9番 小林 秀美委員 10番 新納 勝美委員 11番 矢倉 篤實委員 12番 山中 春夫委員 14番 松林 貢委員 15番 大縄 敬次委員 16番 高橋 敦美委員 17番 三島 通政委員(部会長)
欠 席	13番 井田 律子委員
事 務 局	高西会長 池口事務局長 宅和係長 足立主幹 河野主幹 山本主幹 長谷川主任
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 部会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第56号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第59号 米子市農用地利用集積計画の決定について オ 第60号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時30分

議長（三島委員）

現地調査に引き続き、第144回農地部会を開きます。

そういたしますと、最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。それでは、議席番号15番の大縄委員と議席番号16番の高橋委員にお願いしたいと思います。また、本日の欠席は井田委員で、女性農業委員シンポジウム参加のためです。

それでは、審議に入ります。初めに、3ページの議案第56号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4 ページ番号 37 の富益町について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号 37 の富益町について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が高齢となり、以前から耕作していた譲受人に売りたいと申し入れ、譲受人が売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は 56 アールとなります。

別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

3 番（友森委員）

以前から譲受人が頼まれて耕作していましたが、この度、譲渡人からの要望で売買により農地 1,556 平米を取得しようとするものです。許可要件については、特に問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号 38 の泉について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号 38 の泉について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が耕作困難となり、畑が荒れてしまうため、親族である譲受人に買って欲しいと申し入れ、譲受人が売買により農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は 392 アールとなります。

別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

16番（高橋委員）

譲渡人が病気になられて、営農困難となり親族が農地2,289平米を売買により取得しようするものです。該当地は、ビニールハウスが設置されており、菊が栽培されています。許可要件については、別に問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号39の両三柳について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号39の両三柳について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、申請地の隣に住んでいる、孫である譲受人が、祖母から贈与で持ち分2分の1を取得しようとするものです。取得後の経営面積は72アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

15番（大縄委員）

事務局から言われたとおりで特に問題はありませんのでよろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号40の上福原2丁目について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号40の上福原2丁目について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、県外在住の譲渡人が高齢となり、相続した農地を管理できないため、申請地の隣に住んでいる母のいここにあたる譲受人に贈与しようとするものです。取得後の経営面積は32アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

4番（吉澤委員）

この田は、譲受人の住んでいるところと地続きとなっております、きちんと耕作されており、野菜など作っておられます。問題ないと思われまので、審議の方よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、5ページ、番号41と42の葭津について、関連しますので一括審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号41と42の葭津について一括して説明いたします。詳細は議案のとおりです。本日、机の上に緑のマーカーをした簡単な地図をお配りしていますが、こちらをご覧くださいながらお願いしたいと思います。41は県道拡幅に伴い、譲渡人が所有している当該農地が半分以下になり、耕作しにくくなったため、隣接耕作者である譲受人の農地を売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は126アールとなります。番号42は41の売買に伴い、県道からその奥に入る自己所有地への農機具搬入等のため、譲受人が売買で取得しようとするものです。取得後の経営面積は89アールとなります。対価は県の算定によるものと聞いております。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

1 1 番（矢倉委員）

4 1 と 4 2 は、お互いの農地を売買するというものです。これは、県道の拡幅により、細長い農地になってしまい耕作しにくいということで、お互い隣接する農地を売買で取得しようとするものです。〇〇さんは進入路を確保するために農地を取得するというございます。図を見てもらえばよくわかると思います。許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号 4 3 の河崎について審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号 4 3 の河崎について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が相続した農地を耕作困難となったため、隣接耕作者である譲受人の希望もあつて、譲受人が売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は 7 9 アールとなります。

別紙 3 条申請理由のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくお願ひします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

1 2 番（山中委員）

相続した農地を耕作できないということで、隣接耕作者に農地 1 6 8 平米を買ってもらふということだす。譲受人も問題ありませんので、許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号44の夜見町について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

番号44の夜見町について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が高齢となり農地を管理できず、以前から耕作してもらっていた譲受人に贈与しようとするものです。取得後の経営面積は81アールとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はございませんでしたので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（三島委員）

続きまして、地元委員さん何か報告がございますか。

3番（友森委員）

以前から譲受人が頼まれて耕作していましたが、この度、譲渡人からの要望により、贈与で農地336平米を取得しようとするものです。

許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただいま、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、6ページ、議案第57号をお願いいたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

7ページ番号8の淀江町佐陀について、審議いたします。地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（生田委員）

申請者は議案のとおりです。申請地は淀江町佐陀の畑で、面積は841平方メートルです。申請人は、家賃収入を見込んでアパート建築

を計画したものです。申請地は水・下水管が埋設されている道路沿いにあり、500メートル以内に二つ以上に病院があるため、第3種農地に該当すると思われます。淀江町は、非線引き都市計画区域であり、本件については、開発許可が不要であることを確認しております。転用については、特に問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういったしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、8ページ、議案第58号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

9ページ番号97の彦名町について、審議いたします。地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（田口委員）

97番について説明します。2番目に現地調査したところですが、申請者は議案のとおりですが、本件は、平成28年12月に鳥取地裁米子支部で調停が成立した件ですので、若干、経過を説明します。本件は、平成10年にオートショップワンステップが現在地を取得した時に遡ります。申請人は、自動車修理・販売業をするにあたり、隣地との境界杭に沿ってブロック塀を構築したと思われます。その時、関係者の同意と立会の元、構築されたと思いますが、平成18年に隣地の所有者から自分の農地にブロック塀が構築されていると申し出があり、境界とブロック塀の位置の再確認が行われました。その結果、平成19年に約7平米を移動することで両者合意し、境界杭を再設置することになったとのことです。その後、何故10年間放置されたのかは、定かではありません。しかし、平成28年8月に調停申し立てがあり、同年12月に調停が成立いたしました。その成立の条件として、本件申請地について、農地転用の許可を受けること、その後に賃貸借契約を行うこと、となったわけであります。そういった経過で本申請となったものであります。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。申請地は、水道管、下水管が埋設された道路に面しており、500メートル以内に2か所以上の医療施設があり、第3種農地に該当するものと思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。
そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。
続きまして、番号98の榎原について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

14番（松林委員）

本日、最後に現地調査したところですけど、ここは、昨年12月にも農振除外ということで現地調査して説明したところです。本件は、新たにリハビリ施設を計画したが、敷地が足りないということで申請されたもので、土地改良区、実行組合、隣接耕作者の同意もあり、問題ないと思われますのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。
そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。
続きまして、番号99の古豊千について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

6番（森中委員）

申請者は、売電収入を見込んで申請地の田を購入し、太陽光発電施設を計画したものです。土地改良区、実行組合、隣接耕作者の同意もあります。申請地は300メートル以内にインターチェンジがあるため、第3種農地に該当すると思われますのでよろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。
そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。
続きまして、番号100の彦名町について、審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

7番（田口委員）

100番について説明します。現地調査で最初に見たところです。申請者は議案のとおりです。申請者は市内のアパートで暮らしていま

すが、将来のことを考え実家に近い申請地に住宅建築を計画したものです。土地改良区、実行組合の同意もあります。申請地は、宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんしている区域に隣接している区域内にあり、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われます。開発許可は、都市計画法第34条第11号に該当する見込みです。転用については問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。
そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。
続きまして、番号101の両三柳について、審議します。
地元委員さんから説明をお願いいたします。

16番（大縄委員）

申請者は議案のとおりです。申請地は、両三柳の畑で面積は252平方メートルです。申請者は、現在住んでいる隣の土地に息子夫婦を住ませ、将来介護等をしてもらうため、住宅建築を計画したものです。土地改良区、実行組合の同意もあります。申請地は、宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんしている区域内にあり、第3種農地に該当すると思われます。開発許可は、都市計画法第34条第12号に該当する見込みです。転用については問題ないと思われますのでよろしくをお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。
そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。
挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。
続きまして、番号102の河崎について、審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

12番（山中委員）

102番について説明します。申請者は、議案のとおりです。申請地は、河崎の畑で3.3平方メートルです。申請者は、医療施設隣接型老人ホームの建設について、農地法第5条で許可済みであります、当時の公図に本申請の地番の記載がなく、開発区域内には入ってい

ますが、申請漏れとなっていたため、転用申請するものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は、500メートル以内に河崎口駅があるため、第2種農地に該当するものと思われます。開発許可については、都市計画法第29条の許可済であります。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ、番号103の河崎について、審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

12番（山中委員）

申請者は議案のとおりです。申請地は、河崎の田と畑で面積は1,939平方メートルです。申請者は、現在、賃貸マンションをリフォーム中でして、部屋数が18程あり、既に満室の見込みであるため、駐車スペース不足の状態であることから、隣接する土地に駐車場の整備を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は500メートル以内に河崎口駅があるため、第2種農地に該当するものと思われます。駐車場なので開発許可は不要であることを確認しております。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号104の皆生1丁目について、審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

4番（吉澤委員）

104番について説明します。内容は議案のとおりです。申請者は親子関係になっていまして、息子は県外に居ますが、ここ数年の内に地元に戻って来るといふことで、地元の家を建てるといふことを計画されたものです。申請地は、親の住んでいる屋敷の地続きでして、面積は168平方メートルです。土地改良区、実行組合の同意もあります。住宅・公共施設が連たんしている第2種農地に該当すると思われ

ますので、転用についても問題なからうと、あるいは開発許可についても問題なからうと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありました、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号105の淀江町佐陀について、審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（生田委員）

105について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は、淀江町佐陀の畑で面積は148平方メートルです。申請人は、今年の4月から認知症高齢者のためのグループホームを開設しますが、既存の敷地内では職員の駐車スペースが不足していることから、申請地を駐車場として整備する計画です。申請地は、水道管、下水管が埋設された道路に面しており、500メートル以内に2か所以上の医療施設があり、第3種農地に該当するものと思われまます。また、開発許可についても不要であることを確認してあります。転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありました、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号106の淀江町西原について、審議します。地元委員さんから説明をお願いいたします。

1番（生田委員）

106について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は淀江町西原の畑で面積は53平方メートルです。申請人は実家の隣に50坪の駐車場があり、この度、駐車場に隣接している申請地を売ってもらえることが出来ることとなったため、駐車場と申請地を併せた敷地に、同居している息子家族の住宅を計画したものです。申請地は、宅地化の状況が、住宅・公共施設が連たんしている区域に隣接している区域内にあり、その規模が10ヘクタール未満であるため、第2種農地に該当すると思われまます。開発許可も不要であることを確認してあります。転用については、問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（三島委員）

ただ今、地元委員さんからの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、11ページ、議案第59号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。

今月は、利用権設定が100件ございます。それでは、利用権設定各筆明細について、14ページ番号3-1と3-2について審議いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

（大縄委員退席）

そういたしますと、番号3-1と3-2について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

14ページ番号3-1から番号3-2は、病気等のため経営縮小したための貸付です。

番号3-1から番号3-2は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。

審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

（大縄委員着席）

続きまして、14ページ番号3-3から24ページ番号3-55までを一括して審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（河野主幹）

14 ページ番号 3-3 から番号 3-6 は、再設定です。15 ページ番号 3-7 は、貸付人の希望です。番号 3-8 から番号 3-12 は、再設定です。16 ページ番号 3-13 から番号 3-16 は、再設定です。17 ページ番号 3-17 から番号 3-21 は、再設定です。18 ページ番号 3-22 から番号 3-24 は、再設定です。19 ページ番号 3-25 から番号 3-27 は、再設定です。20 ページ番号 3-28 から番号 3-32 は、再設定です。21 ページ番号 3-33 は、再設定です。番号 3-34 は借受人の要望による貸付です。番号 3-35 は貸付人が高齢化したため経営縮小したことによる貸付です。番号 3-36 は、再設定です。番号 3-37 及び番号 3-38 は、借受人の要望による貸付です。22 ページ番号 3-39 及び番号 3-40 は、借受人の要望による貸付です。番号 3-41 は、貸付人が高齢化したため経営縮小したことによる貸付です。番号 3-42 及び番号 3-43 は、再設定です。番号 3-44 は、貸付人が高齢化したため経営縮小したことによる貸付です。23 ページ番号 3-45 から番号 3-50 は、再設定です。24 ページ番号 3-51 及び番号 3-52 は、再設定です。番号 3-53 は、貸付人が高齢化したため経営縮小したことによる貸付です。番号 3-54 及び番号 3-55 は、再設定です。

以上、番号 3-3 から番号 3-55 は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういったしますと採決をしたいと思えます、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、27 ページ利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号 3-1 から 37 ページ番号 3-45 まで、一括して審議いたします。そういったしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

27 ページ番号 3-1 から 37 ページ番号 3-45 まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。また、ページの上から 2 行目に理由別件数も記載してございます。ですから、説明については、ご覧いただくということで省かせていただきます。

番号 3-1 から番号 3-45 まで、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

次に、39ページ議案第60号をお願いいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、40ページ番号1から48ページ番号18について、一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

40ページ番号1及び番号2は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。番号3は、他に耕作しようとするものがないため配分しようとするものです。番号4及び番号5は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。41ページ番号6から番号8は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。42ページ番号9から番号13は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。43ページ番号14及び番号15は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。44ページから47ページ番号16は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。47ページ番号17は、他に耕作しようとする者がいないため、配分するものです。48ページ番号18は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。

番号1から番号18までの選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（三島委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

51ページから53ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、11件を受理しております。
続きまして、54ページ、(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、6件を受理しております。
続きまして、55ページから57ページ、(3)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、13件を受理しております。
続きまして、58ページ、(4)非農地現況証明について、3件を証明しています。

続きまして、59ページから61ページ(5)農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、3件を非農地である旨、回答しております。

続きまして、62ページから63ページ(6)農地転用現況確認書交付について、9件を交付しています。

議長(三島委員)

続きまして、会長に県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長(三島委員)

本日予定していました審議は以上のおりですが、何かございますか。事務局の方から何か。

事務局(宅和係長)

(事務連絡)

議長(三島委員)

他によろしいですか。そういたしますと、長時間に渡り、慎重審議いただきましたが、これを持ちまして、第144回農地部会を終了します。ありがとうございました。

閉 会 午後4時3分